

公立大学法人敦賀市立看護大学任期付職員就業規則

平成28年12月20日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第8号

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）に勤務する任期付職員の就業に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける任期付職員とは、法人に勤務する教員及び事務職員のうち、公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号。以下「就業規則」という。）第5条第3項の規定に基づき採用される職員とする。

(採用)

第3条 任期付職員のうち教員については大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項1号から同項第3号までの規定に基づく場合に限り採用することができる。

2 任期付職員の採用は、選考による。

3 満70歳に達した日以後における最初の3月31日を迎えた者については、採用することができない。

(労働条件の明示)

第4条 任期付職員に対する労働条件の明示については、就業規則第6条の規定を準用する。

2 前項により労働条件を明示するにあたっては、当該労働契約がこの規則の適用を受けるものであること及び労働契約の更新の有無を明示し、労働契約の更新をすることができる場合は、更新する場合及びしない場合の判断基準も併せて明示する。

(任期)

第5条 任期付職員の任期は3年以内（労基法第14条第1項に規定する者については5年以内）とする。ただし、業務上特に必要を認められる場合は、任期の通算が5年を超えない範囲で任期を更新することができる。

2 任期付職員には、定年制を適用しない。

(任期を更新しないことの通知)

第6条 任期付職員として引き続き雇用される期間が1年を超える者について、任期が満了したときに雇用契約を終了させようとする際には、少なくとも当該契約の期間が満了する日の30日前までに、その旨の通知をするものとする。ただし、任期付職員の雇用に際し、当該任期の満了後における雇用契約の更新を行わないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

(退職手当)

第7条 任期付職員には退職手当を支給しない。

(育児休業及び介護休業)

第8条 任期付職員の育児休業及び介護休業については、公立大学法人敦賀市立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程(平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規定第16号)及び労使協定の定めるところによる。

(その他)

第9条 任期付職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、就業規則の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(就業規則の一部改正)

2 公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則(平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公立大学法人敦賀市立看護大学任期付職員就業規則(平成28年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第 号)の適用を受ける任期付職員  
第5条第3項後段を削る。